

軟弱地盤研究会 規約

(名 称)

第1条 本会は、軟弱地盤研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、軟弱地盤に関する調査研究及び情報交換並びにそれらの支援を図り、会員の継続教育に資し、もって軟弱地盤技術の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 研究会は、前条の目的に賛同する個人会員、特別会員、賛助会員をもって組織する。

2 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 運営委員 4名以上6名以内
- (3) 監 事 1名

(役員を選任、任期)

第4条 運営委員は別紙-1の者をもって充てる。

2 会長は運営委員の中から運営委員会において選任する。

3 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 監事は、会長、運営委員以外の者のうちから運営委員会において選任する。

5 運営委員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠または増員によって選任された役員の任期は、前任者または現に就任している者の残任期間とする。

7 運営委員の構成に変更の必要が生じた場合は、運営委員会で協議のうえ決定する。

8 必要あるときは、会員以外の者に運営委員会への出席を求めることができるものとする。

(役員職務)

第5条 会長は研究会を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が会長を代行する。

2 運営委員は運営委員会を構成し、会務の執行に当たる。

3 監事は会計を監査する。

4 役員は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第6条 この会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会務に関し会長の諮問に応じ会長に助言する。また、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業)

第7条 研究会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 軟弱地盤に関する講演会等の主催、共催
- (2) 軟弱地盤学術研究の支援
- (3) 会員の継続教育
- (4) 軟弱地盤に関する調査研究、情報交換及び交流
- (5) 海外を含むほかの研究機関、各種団体等との交流

(6) その他、研究会の目的達成に必要な事業

(専門部会)

第8条 研究会に専門部会を置くことができる。専門部会委員は、運営委員会が選任し、会長が委嘱する。

2 専門部会は、研究会が行う事業のうち学術調査研究活動を行う。

(会計)

第9条 研究会の運営に要する経費は、会費、寄付金その他の収入により支弁する。会費の額は別に定めるものとする。

2 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 事務局は、(公財)佐賀県建設技術支援機構(佐賀市鍋島町大字森田912番地)内に置く。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、運営委員会に諮り定めるものとする。運営委員全員の承諾があるときは書面決議をすることができる。

附 則

1 この規約は、平成15年10月1日から施行する。

2 研究会の設立当初の役員は第4条の規定にかかわらず、別紙-3役員名簿のとおりとし、その任期は第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

3 研究会の設立当初の会計年度は第8条の規定にかかわらず、研究会設立の日から平成16年3月31日までとする。

軟弱地盤研究会 個人会員入会申込書
(年会費 3,000 円)

令和 年 月 日

氏名		
所属		
	役職	
連絡先	〒	
	住所	
	電話	FAX
	e-mail アドレス	
研究会活動に関するご意見、ご希望がありましたらご記入ください。		

軟弱地盤研究会 特別会員 入会申込書
(年会費 50,000 円/1 口)

代表者名	役職名	氏名	
事業所名			
住 所	〒		
担当部局		担当者	
電 話		F A X	
e-mail			
申込口数	口		

継続教育者 5 名の氏名及び e-mail をご記入ください。

氏名	所属(部・課)	e-mail / FAX

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

代表者名

印